

○厚生労働省告示第三十九号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である社団法人和歌山県薬剤師会について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第三項の規定により、平成二十五年四月一日をもってその名称を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月二十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

変更前の名称

変更後の名称

社団法人和歌山県薬剤師会

一般社団法人和歌山県薬剤師会